

**地域等の課題に応じた教育課程研究事業**  
**「へき地教育実践研究」実施要項**

平成22年4月1日 国立教育政策研究所長決定

## 1 趣旨

へき地学校、複式学級を有する学校及び小規模学校等の教育に関する重要な問題について都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会との連携・協力の下で研究し、その成果を公表し、へき地教育の改善と振興並びに教育課程の基準の改善に資する。

## 2 研究指定校事業の委嘱

- (1) へき地教育研究指定校（以下「研究指定校」という。）は、原則として、へき地学校及びその他の複式学級を有する小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）を対象とする。
- (2) 委嘱を受けようとする都道府県・指定都市教育委員会は、本事業を実施する適切な学校を選定し、別途定める調書を国立教育政策研究所に提出するものとする。
- (3) 国立教育政策研究所は、上記（2）により提出のあった内容を審査し、本事業の委嘱が適当と認めた場合、別途定める実施計画書の提出を求める。
- (4) 国立教育政策研究所は、上記（3）により提出のあった実施計画書が適切であると認めた場合、当該都道府県・指定都市教育委員会に調査研究を委嘱する。

## 3 研究期間

原則として2か年とする。

## 4 研究指定校数

7校程度とする。

## 5 研究主題

研究指定校は、地域や学校の課題に応じた教育課程の編成及び各教科等の学習指導の工夫改善について、以下の観点から具体的な研究主題を設定するものとする。

- (1) 複式学級における教育課程の編成及び学習指導の工夫改善
- (2) 小規模学校の実態に即した教育課程の編成及び学習指導の工夫改善

## 6 研究指定校の運営等

- (1) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、関係市区町村教育委員会と連携の上、国立教育政策研究所と密接な連絡をとりその援助と助言を受けて、研究指定校への助言を行うなど調査研究の円滑な実施を図るものとする。
- (2) 国立教育政策研究所は、研究の円滑な実施に資するため、連絡協議会及び研究協議会を開催する。なお、研究協議会は成果の普及のために公開とすることができる。

## 7 報告書等の提出

- (1) 研究指定校は、校内の研究体制を整備し、計画的、継続的に研究を進めるために、各年度の初めに実施計画書を、各年度の終わりに研究成果報告書を都道府県・指定都市教育委員会に提出するものとする。
- (2) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、研究指定校の実施計画書及び研究成果報告書を取りまとめ、国立教育政策研究所に提出するものとする。  
なお、研究成果報告書については、第1年次の終了時に中間報告書を、研究の終了時に最終の報告書を提出するものとし、これらの様式、その他必要な事項については、国立教育政策研究所から別途連絡するものとする。

## 8 成果の普及

- (1) 研究成果報告書については、本事業の研究成果を普及するため、国立教育政策研究所においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表するほか、国立国会図書館が一般に提供することを許諾することができるものとする。
- (2) 研究指定校においては、地域や学校の実態に応じて、成果発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、本事業の成果を普及し他校との共有を図るよう、積極的な情報提供を行うものとする。

## 9 経費

- (1) 国立教育政策研究所は、予算の範囲内で、年度ごとに研究に必要な経費を都道府県・指定都市教育委員会からの請求に基づいて支出するものとする。
- (2) 委嘱金の支出の対象となる経費及び各経費項目への配分額は、実施計画書のとおりとし、変更する場合はあらかじめ国立教育政策研究所に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、各経費項目における配分額の変更増減が委嘱金額の20%以内、又は、5万円以内の場合には、この限りでない。
- (3) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、各年度終了後速やかに別途定める収支精算書を、国立教育政策研究所に提出するものとする。

## 10 その他

国立教育政策研究所は、必要に応じて、研究の実施状況及び経費の処理状況について実態調査を行う。